

弊社における36協定違反事象の発生について

労働時間管理について、一部の社員の労働時間を適正に把握できておらず、36協定に違反する事象（一部は法定上限時間を超える事象）を発生させていたことが判明しました。

今回の事象を重く受け止め、二度とこのような事象を発生させないよう、速やかに再発防止に努めてまいります。

1. 概要

2023年1月、労働組合から「ダイヤ作成等のための専用端末を用いた業務について、賃金の不払いがあるのではないか」との問合せがありました。

近畿統括本部において、当該専用端末を用いて業務を行う者に対し、2020年4月から2023年1月までの間について、社内調査を行った結果、8人について36協定違反（月80時間超など）、うち3人について法定の上限時間（月100時間など）を超過する事象があったことが判明したほか、前記8人を含む55人（約3,700時間相当）に対し賃金の未払い（約1,300万円）があることが判明しました。

2. 原因

コロナ禍でダイヤ改正等の業務量が増加していた中、会社として、適切な業務量調整、要員配置及び適正な労働時間管理ができていなかったこと。

3. 対策

- ・業務量と要員数のバランスを適切に確保するマネジメント体制の強化及び適正な労働時間管理を行います。
- ・当該専用端末について、定期的にログチェックを行います。加えて、恒久的な対策として、ソフト・ハード面の対策を講じます。
- ・賃金未払いの対象者に対し、未払い分の賃金を支払います。
- ・なお、同種の専用端末を用いる業務がある近畿統括本部以外の組織においても、必要な社内調査を実施します。